

(第87期定時株主総会招集ご通知 添付書類)

第 8 7 期

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
計 算 書 類
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

燦ホールディングス株式会社

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響がみられるものの、緩やかな景気回復を続けました。原油安や円安に支えられて企業収益が改善を続け、これを背景に設備投資も緩やかな増加基調となりました。一方、個人消費は、年度末にかけて暖冬、株安の影響を受けたものの、雇用・所得環境の着実な改善を背景に底堅く推移しました。また、堅調な訪日外国人需要が輸出の下支えとなりました。

葬祭市場においては、超高齢社会の進展により故人および喪主の高齢化に加え、地域社会や職場の人間関係の希薄化等の影響もあり会葬者の減少がみられます。また、儀礼や慣習の規範性の低下や消費者の価値観の多様化を背景に、家族葬や無宗教葬(自由葬)を選択される方が増加しています。

一方、将来推計人口における死亡者数の増加傾向からみて、長期にわたる安定的な葬儀需要の拡大が見込まれるため、葬祭業界では全国各地で葬儀専用会館が新規出店されているほか、会員制度への入会勧誘や事前相談を通じた葬儀会社間の顧客獲得競争は厳しさを増しています。また、葬儀単価は、葬祭サービス利用者がインターネットによる葬祭費用やサービス内容の情報から容易に比較検討できる環境になったことに加えて、低価格・簡易型の葬儀に特化した事業者の伸長もあり、依然として下落基調が続いています。

以上のような事業環境の変化をふまえ、当社グループでは平成28年3月期を最終年度とする中期経営計画に基づき、平成27年9月に「公益社 西大寺会館」(奈良県奈良市)、平成28年1月に「公益社 六甲道会館」(神戸市灘区)、平成28年3月に「公益社 甲南山手会館」(神戸市東灘区)の3会館を新規オープンするとともに、平成27年6月に「公益社 天神橋会館」(大阪市北区)を新築リニューアルオープンしたほか、「公益社 西宮山手会館」(兵庫県西宮市)、「公益社 枚方会館」(大阪府枚方市)等の新築リニューアル計画を進めています。これらの取組により営業エリアの拡大を図るとともに、既存エリアの集客力、収益力の向上に努めています。また、グループ会社間の連携強化と間接部門の中長期的なコスト削減のため、燦ホールディングス(株)

および㈱公益社の大阪本社・本部機能ならびにエクセル・サポート・サービス㈱の本社を平成27年12月に「燦ホールディングスグループ 大阪本社」(大阪市北区)に移転、集約しました。

当連結会計年度におきましては、葬儀単価は前年並みとなり、葬儀件数が過去最高となったことで営業収益は前連結会計年度比増収となりました。

営業費用については、前述の新築リニューアル計画における既存設備の除却の意思決定に伴う減価償却費の増加を中心に2.5%増加しました。また、当社および一部の子会社が加入する大阪府貨物運送厚生年金基金の解散に伴う損失見込額を、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額として6億90百万円計上しました。

この結果、当連結会計年度(以下、当期)の営業収益は185億9百万円(前連結会計年度比(以下、前期比)0.4%増)、営業利益は17億39百万円(前期比13.8%減)、経常利益は17億42百万円(前期比13.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億68百万円(前期比62.6%減)の増収減益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

① 公益社グループ

公益社グループの㈱公益社においては、新規会館の出店効果も加わり葬儀件数は前期比0.9%増加しました。大規模葬儀(金額5百万円超の葬儀と定義)が件数、単価ともに伸長したことで全体の葬儀単価を押し上げ、葬儀施行収入は1.4%の増収となりました。一般葬儀においては、首都圏で葬儀件数が増加した一方、関西圏では葬儀の小型化傾向が続くなかで葬儀単価を維持しました。

葬儀後の販売やサービス提供においては、仏壇販売収入および返礼品販売収入が下期の好調により通期増収となり、手数料収入も堅調に推移したことで増収となりました。

運送収入は、送迎用マイクロバス等の取引形式の変更に伴い、前期比21.1%の減収となりました。

営業費用については、集客マーケティングの強化に伴う広告宣伝費は増加しましたが、㈱公益社大阪本社の葬儀サポート部門の配車体制の見直しに伴う人員の減少を中心に人件費が減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は155億37百万円（前期比0.4%減）となり、セグメント利益は13億3百万円（前期比4.9%増）となりました。

② 葬仙グループ

葬仙グループの(株)葬仙においては、葬儀件数は米子エリアでのシェア回復等により前期比0.3%の微増となりましたが、葬儀単価が前期比0.8%低下したため葬儀施行収入は減収となりました。葬儀後の販売やサービスの提供においては、法事法等の収入が増収となりましたが、葬儀施行収入の減収額を補うまでには至りませんでした。

費用については、直接費が1.8%改善したほか、水道光熱費や修繕費の削減を中心に営業費用は減少しました。その一方、一般管理費は業績回復に向けたマネジメント体制の強化に係わる費用および本社費用等が高んだことで増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は13億17百万円（前期比0.2%減）となり、セグメント損失は32百万円（前期は37百万円の損失）となりました。

③ タルイグループ

タルイグループの(株)タルイにおいては、葬儀基本セットを含むカタログの全面改定およびホームページの改定等による訴求効果が奏功し、葬儀件数が前期比12.8%増加したことで、葬儀単価の低下を補い葬儀施行収入が増収となりました。葬儀後の販売やサービス提供においては、仏壇販売収入は減収となりましたが、返礼品販売収入の増収により補い増収となりました。

その一方、営業費用については、既存会館建替え計画に伴い、耐用年数の見積りの変更による減価償却費が68百万円発生したほか、既存会館設備の利便性・快適性の向上のための支出を増加させました。

この結果、当セグメントの売上高は13億19百万円（前期比9.0%増）となりましたが、セグメント利益は69百万円（前期比53.1%減）にとどまりました。

④ 持株会社グループ

持株会社グループの(株)ホールディングス(株)においては、グループ会社からの配当収入、不動産収入および業務受託収入が増収となりました。

その一方、天神橋、西宮山手、枚方の公益社各会館の新築リニューアル計画に伴い、耐用年数の見積りの変更による減価償却費が4億8百万円発生しました。

この結果、当セグメントの売上高は46億48百万円（前期比8.7%増）となり、セグメント利益は12億41百万円（前期比2.7%減）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、24億36百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(株)公益社	葬儀会館	建設用地取得等	8億17百万円
当社	大阪本社	改修工事等	3億43百万円
(株)公益社	西宮山手会館	新築工事等	2億81百万円
(株)公益社	天神橋会館	新築工事等	2億81百万円
(株)公益社	西大寺会館	新築工事等	1億33百万円

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中において、手元資金を設備投資に充当いたしました。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は(株)公益社から14億20百万円、(株)タライから1億50百万円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

- ① サービス品質向上への体制の強化と仕組みの構築
「現場力」の強化によるサービス品質向上により、ブランド力の向上を図ることで競争優位性を保つ。
- ② 葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大
東西の大都市圏を中心に積極的なドミナント出店により営業エリアの拡大を目指す。
- ③ ライフエンディングサポート事業の伸長
ライフエンディング・ステージをサポートするサービス範囲を拡大し、顧客満足と顧客単価の向上を図る。
- ④ 新規事業創出への本格的取組み
グループの事業ポートフォリオのリスクを軽減し、中長期的に安定継続成長を実現するため、新たな収益の柱となる事業を求めて新規事業にチャレンジする。
- ⑤ 基盤整備の完遂
大規模会館の建替えオープンと案件全体の完遂により、会館施設の競争力の強化および外部支払コストの削減を実現する。
- ⑥ リスクマネジメントの強化
リスクマネジメントを強化し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

	平成25年3月期 第84期	平成26年3月期 第85期	平成27年3月期 第86期	平成28年3月期 第87期 (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	18,001	18,062	18,437	18,509
経常利益(百万円)	1,552	1,621	2,021	1,742
親会社株主に 帰属する当期 純利益	804	953	985	368
1株当たり当期純利益	143円30銭	169円80銭	175円42銭	65円57銭
総資産(百万円)	26,445	26,231	26,734	27,042
純資産(百万円)	20,204	20,932	21,693	21,837
1株当たり純資産額	3,597円16銭	3,726円98銭	3,862円40銭	3,887円97銭

(2) 当社の財産および損益の状況

	平成25年3月期 第84期	平成26年3月期 第85期	平成27年3月期 第86期	平成28年3月期 第87期(当期)
営業収益(百万円)	4,526	4,509	4,276	4,648
経常利益(百万円)	1,505	1,540	1,276	1,238
当期純利益(百万円)	1,132	1,288	452	781
1株当たり当期純利益	201円70銭	229円32銭	80円63銭	139円12銭
総資産(百万円)	24,331	24,690	24,974	25,620
純資産(百万円)	20,101	21,164	21,392	21,949
1株当たり純資産額	3,578円83銭	3,768円17銭	3,808円80銭	3,907円93銭

(注) (第84期) 企業集団(当社および連結子会社の一部)は、転進支援制度導入に伴い、退職給付費用を計上いたしました。

(第85期) 企業集団および当社の当期純利益の増加は、特別利益に固定資産売却益を計上したためであります。

(第86期) 当社の当期純利益の減少は、特別損失に関係会社株式評価損および移転損失引当金繰入額を計上したためであります。

(第87期) 企業集団(当社および連結子会社の一部)の親会社株主に帰属する当期純利益の減少は、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額および減損損失を計上したためであります。

当社は、特別損失に関係会社株式評価損を計上いたしました。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 公 益 社	百万円 100	% 100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、霊柩自動車運送事業および患者用寝台自動車運送事業、返礼品および仏壇等の販売事業、生花事業
エクセル・サポート・サービス 株 式 会 社	40	100	葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業
株 式 会 社 葬 仙	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
株 式 会 社 タ ル イ	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業

7. 企業集団の主要な事業内容

事業部門等の名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 儀 事 業	葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売
運 送 事 業	霊柩運送、寝台自動車運送、旅客運送
そ の 他 の 事 業	不動産事業

平成28年3月31日現在

名 称	所 在 地
エクセル・サポート・サービス株式会社 なごみ庵 きたはま 伊丹店 なごみ庵 きたはま 瓜破店 なごみ庵 きたはま 四條畷店	兵 庫 県 伊 丹 市 大 阪 市 平 野 区 大 阪 府 四 條 畷 市
株式会社 葬 仙 鳥 取 ホ ー ル 吉 方 ホ ー ル 岩 美 ホ ー ル 米 子 葬 祭 会 館 福 米 ホ ー ル 安 倍 ホ ー ル 境 港 ホ ー ル 余 子 ホ ー ル 松 江 葬 祭 会 館 比 津 ホ ー ル 東 出 雲 ホ ー ル 安 来 ホ ー ル	鳥 取 県 鳥 取 市 鳥 取 県 鳥 取 市 鳥 取 県 岩 美 郡 鳥 取 県 米 子 市 鳥 取 県 米 子 市 鳥 取 県 境 港 市 鳥 取 県 境 港 市 鳥 取 県 松 江 市 鳥 取 県 松 江 市 鳥 取 県 松 江 市 鳥 取 県 安 来 市
株式会社 タルイ 本社・メモリアルギャラリー 仏壇展示場 タルイ 会 館 大 蔵 谷 タルイ 会 館 新 久 明 タルイ 会 館 大 久 保 タルイ 会 館 魚 住 タルイ 会 館 土 山 タルイ 会 館 長 坂 寺 タルイ 会 館 舞 子 タルイ 会 館 神 戸 西 タルイ 会 館 東 加 古 川	兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 兵 庫 県 明 石 市 神 戸 市 垂 水 区 神 戸 市 西 区 兵 庫 県 加 古 川 市

- (注) 1. 当社大阪本社は、平成27年12月21日をもって大阪市中央区から大阪市北区へ移転いたしました。
2. タルイ会館 大蔵谷は建替え工事中であります。

9. 企業集団および当社の使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数		前期末比増減
公益社グループ	524名	(631名)	16名減
葬仙グループ	44名	(56名)	5名増
タイルイグループ	35名	(40名)	2名減
持株会社グループ	49名	(0名)	—
合計	652名	(727名)	13名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	—	48.6歳	8年10ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であります。

10. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	430
株式会社三菱東京UFJ銀行	222
日本生命保険相互会社	180
株式会社みずほ銀行	169
三井住友信託銀行株式会社	165
株式会社池田泉州銀行	10

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,616,609株（自己株式465,399株を除く）
 (3) 株主数 4,948名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	368,900	6.57
株式会社公益社（京都）	305,700	5.44
銀 泉 株 式 会 社	279,700	4.98
有 限 会 社 プ ラ イ ト ・ ウ ェ イ	200,000	3.56
久 後 豊 子	177,200	3.15
久 後 陽 子	159,803	2.85
久 後 吉 孝	159,800	2.85
久 後 隆 司	148,397	2.64
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	144,000	2.56
播 島 幹 長	140,703	2.51

- (注) 1. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
2. 当社は、自己株式465,399株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

平成28年3月31日現在

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小西幸治	取締役会長	(株)公益社 取締役会長
古内耕太郎	代表取締役社長	(株)公益社 代表取締役社長
播島聡	代表取締役副社長	(株)葬仙 代表取締役社長
野呂裕一	代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス担当	(株)公益社 代表取締役副社長
播島幹長	取締役相談役	(株)公益社 取締役相談役
棚橋康郎	取締役	㈱インターネットイニシアティブ 社外取締役
内藤光昭	※常勤監査役	(株)公益社 監査役
原田雅俊	※監査役	(一社)国際産業関係研究所 代表理事 (株)公益社 監査役
高橋秀彰	※監査役	公認会計士・税理士 高橋秀彰総合会計士事務所 代表
田村茂	※監査役	㈱メディアドゥ 社外監査役

- (注) 1. 取締役棚橋康郎氏は、社外取締役であります。
2. ※印は社外監査役であります。
3. 監査役高橋秀彰氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役棚橋康郎および監査役内藤光昭、原田雅俊、高橋秀彰、田村茂の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年4月1日付で代表取締役社長の異動がありました。

新	旧	氏名
代表取締役	代表取締役社長	古内耕太郎
代表取締役社長	代表取締役副社長	野呂裕一

(2) 責任限定契約に関する事項

平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約）

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	197,806千円
監 査 役	8名	26,590千円
合 計	14名	224,396千円

- (注) 1. 役員報酬限度額は、取締役が年額350,000千円以内と定めた固定枠と、支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（ただし、100,000千円を上限とする。）とする変動枠の合計額以内、監査役は年額50,000千円であります。
2. 上記のうち、社外役員8名に対する報酬等の総額は32,850千円であります。
3. 上記の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額31,806千円を含めております。
4. 上記の報酬等の額には、平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役4名を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
棚橋康郎 取締役	(株)インターネットイニシアティブ	社外取締役	当社と(株)インターネットイニシアティブの間には重要な取引その他の関係はありません。
原田雅俊 監査役	(一社)国際産業関係研究所	代表理事	当社と(一社)国際産業関係研究所の間には重要な取引その他の関係はありません。
高橋秀彰 監査役	高橋秀彰総合会計士事務所	代表	当社と高橋秀彰総合会計士事務所の間には重要な取引その他の関係はありません。
田村 茂 監査役	(株)メディアドゥ	社外監査役	当社と(株)メディアドゥの間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
棚橋康郎 取締役	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。
内藤光昭 監査役	平成27年6月25日就任以降、当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、主に経理・内部統制分野での豊富な経験と幅広い知識からの発言を行っております。
原田雅俊 監査役	平成27年6月25日就任以降、当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。
高橋秀彰 監査役	平成27年6月25日就任以降、当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての見地からの発言を行っております。
田村茂 監査役	平成27年6月25日就任以降、当期開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回のうち10回に出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務
（監査証明業務）についての報酬等の額 | 34,200千円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年10月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築の基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
 - ② 当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。
また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。
 - ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規定に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
 - ② 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化する。
 - ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保する。
- ① 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
 - ② 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。
 - ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理の実施を行う。
- (5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。
 - ② 当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ③ 当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役および②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

- (7) 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ① 経営会議で報告・審議された事項
- ② 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。

通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、監査役の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を運用しております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、全役員を対象としたコンプライアンス、個人情報保護等に関する教育研修を実施し、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスクマネジメント規程で対象とするリスクを設定し、リスクマネジメント委員会において活動方針・活動目標を定め、リスクの管理状況の確認と取締役会への定期的な報告を行っております。

(4) 内部監査

内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社および子会社の内部監査を実施しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値は、①事業に携わる人材、②立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設、③葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花、料理、サービススタッフ、返礼品・仏壇等）の調達力、④長年の施行経験に基づく運営ノウハウ、および⑤企業の担当部門との人的な信頼関係や「社葬セミナー」等の企画運営力などからなると考えております。その中で最も大切なものは「人」そのものであり、これこそが企業価値の主要な源泉と認識しております。

当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、従来から葬祭サービスの質の向上に飽くことのない取組みを続けてまいりました。具体例として、《エンバーミング（遺体衛生保全）》による新たな顧客満足の創造、葬祭ディレクター養成のための研修プログラムの構築を挙げるすることができます。

平成21年4月には、予想される社会環境および顧客、競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念（注）を再定義いたしました。

（注）経営理念とは、

「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します。」
であります。

当社グループのコア・コンピタンスすなわち、お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材こそが、競合他社に対する持続的優位性であると考えており、儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、①個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、②お客様の変化を察知し新たな葬儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

したがって、企業価値向上への取組みとして、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、平成24年4月に新人事制度を導入いたしました。これにより、社員の内発的動機を高め、先に述べた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客さまに応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指してまいります。

こうした、従業員満足度の向上と顧客満足度の向上を実現することが、企業価値の向上を通じた社会への貢献であり、ひいては株主の皆様共同

の利益の最大化につながるものと考えております。

新中期経営計画（平成25年度～平成27年度）においては、引き続き理念と行動規範の浸透に取り組むとともに、前中期経営計画で未完了の基盤整備を完遂いたします。さらに、平成21年4月に策定したビジョンを見直し、従来からのコア・コンピタンスである「ホスピタリティサービス」を進化させつつ、東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大やライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化などの顧客価値の提供を中長期的に目指します。

また、企業集団の形成としては、平成16年10月1日から持株会社体制へ移行し、これまでに葬祭会社2社を完全子会社化いたしました。

今後も、社会の変化に伴う経営環境の変化に対して積極的に適応し、グループの発展をより力強いものとしていく企業集団であり続けたいと考えております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンス強化・充実のため、平成10年から執行役員制度および取締役と執行役員について業績連動報酬制度を導入し、平成13年の定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、意思決定の迅速化と経営責任の明確化を図るとともに、平成18年5月の取締役会において決定した、内部統制システム構築の基本方針の下、「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を制定し、コンプライアンス委員会によりこれを周知徹底し、体制の維持・向上を図っております。そして、平成22年6月から社外取締役を選任することにより、客観的かつ専門的な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図っております。

当社は、これらのことを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部改定の上、更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第84期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うこと等を可能とし、また、上記方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、またはb. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）等が、独立社外者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を

下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513_0.pdf）に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースにおいて開示されております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(2)①に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンス強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に

沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(2)②に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第84期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、独立社外者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,063,943	流動負債	2,650,539
現金及び預金	2,831,386	営業未払金	781,746
営業未収入金	568,624	短期借入金	15,000
商品及び製品	111,260	1年内返済予定の長期借入金	128,700
原材料及び貯蔵品	25,074	リース債務	67,780
繰延税金資産	289,350	未払金	509,252
未収還付法人税等	47,998	未払法人税等	292,800
未収消費税等	33,935	未払消費税等	105,254
その他	156,474	賞与引当金	428,029
貸倒引当金	△161	役員賞与引当金	34,561
固定資産	22,979,000	移転損失引当金	133,938
有形固定資産	20,509,026	設備未払金	24,510
建物及び構築物	7,375,822	その他	128,964
機械装置及び運搬具	15,294	固定負債	2,555,195
工具、器具及び備品	131,572	長期借入金	1,051,600
土地	12,131,962	リース債務	195,861
リース資産	242,440	繰延税金負債	1,026
建設仮勘定	611,933	移転損失引当金	30,000
無形固定資産	139,106	厚生年金基金解散損失引当金	690,837
のれん	69,256	退職給付に係る負債	166,347
その他	69,849	資産除去債務	185,163
投資その他の資産	2,330,867	長期預り金	210,000
長期貸付金	444,008	長期未払金	24,360
繰延税金資産	441,217	負債合計	5,205,735
不動産信託受益権	505,805	純資産の部	
差入保証金	650,893	科 目	金 額
その他	301,245	株主資本	21,837,208
貸倒引当金	△12,304	資本金	2,568,157
資産合計	27,042,943	資本剰余金	5,488,615
		利益剰余金	14,793,780
		自己株式	△1,013,345
		純資産合計	21,837,208
		負債及び純資産合計	27,042,943

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		18,509,700
営業費用		15,324,407
営業総利益		3,185,293
販売費及び一般管理費		1,446,248
営業利益		1,739,044
営業外収益		
受取利息	10,331	
受取配当金	5	
社宅金収入	4,463	
雑収入	19,220	34,020
営業外費用		
支払利息	12,142	
解体撤去費用	3,537	
移転損失引当金繰入額	4,870	
雑損失	10,384	30,934
経常利益		1,742,130
特別利益		
投資有価証券売却益	49	49
特別損失		
固定資産除却損	2,941	
減損損失	118,238	
移転損失引当金繰入額	80,000	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	690,837	892,016
税金等調整前当期純利益		850,163
法人税、住民税及び事業税	747,772	
法人税等調整額	△265,885	481,886
当期純利益		368,277
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		368,277

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高及び当期末残高	2,568,157
資本剰余金	当期首残高及び当期末残高	<u>5,488,615</u>
利益剰余金	当期首残高	14,650,167
	当期変動額	
	剰余金の配当	△224,664
	親会社株主に帰属する当期純利益	368,277
	当期末残高	<u>14,793,780</u>
自己株式	当期首残高	△1,013,340
	当期変動額	
	自己株式の取得	△4
	当期末残高	<u>△1,013,345</u>
株主資本合計	当期首残高	21,693,600
	当期変動額	
	剰余金の配当	△224,664
	親会社株主に帰属する当期純利益	368,277
	自己株式の取得	△4
	当期末残高	<u>21,837,208</u>
純資産合計	当期首残高	21,693,600
	当期変動額	
	剰余金の配当	△224,664
	親会社株主に帰属する当期純利益	368,277
	自己株式の取得	△4
	当期末残高	<u>21,837,208</u>

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結されております。

当該連結子会社は、(株)公益社、エクセル・サポート・サービス(株)、(株)葬仙、(株)タルイの4社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用
- 定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
- 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ 移転損失引当金
- 当社および連結子会社の事業所等の移転に伴う損失に備えて、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 厚生年金基金解散損失引当金
- 厚生年金基金の特例解散に伴い発生する損失に備えて、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 当社および連結子会社の一部は、転進支援制度について、退職給付に係る期末要支給額に過去実績により合理的に算定した利用見込率を乗じた金額を退職給付債務とし、連結子会社のうち1社は、退職一時金制度について、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 土地信託の会計処理の方法
- 信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。
- なお、収益および費用の認識基準としては発生基準によっております。
- (6) 消費税等の会計処理の方法
- 税抜き方式によっております。
- (7) のれんの償却に関する事項
- のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「社宅金収入」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記していません。

なお、前連結会計年度の「社宅金収入」は3,319千円であります。

(会計上の見積りの変更)

当社および連結子会社の一部は、当連結会計年度において、「公益社 枚方会館」および「タリイ会館 大蔵谷」の建替え等を決議いたしました。当該建替え決議に伴い、利用不能となる当社および連結子会社の保有する資産については、耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の減価償却費は183,554千円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

(追加情報)

当社および連結子会社の一部が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成28年3月22日開催の代議員会において特例解散を決議いたしました。

これにより、当連結会計年度において同基金解散に伴う損失見込額690,837千円を、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額として、固定負債に厚生年金基金解散損失引当金として計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

11,117,361千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
葬 儀 会 館	大阪府枚方市	建 物	33,000
葬 儀 会 館	鳥取県米子市他	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 土地、リース資産、 その他の無形固定資産	85,238

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

大阪府枚方市の資産グループについては、「公益社 枚方会館」を平成29年8月、同一敷地内に新築リニューアルオープンする旨、平成27年12月に決議したことにより、回収可能性が著しく低下したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを4.1%で割り引いて算定しております。

鳥取県米子市他の資産グループについては、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスであるため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物46,255千円、機械装置及び運搬具8,079千円、工具、器具及び備品8,703千円、土地16,430千円、リース資産5,338千円、その他の無形固定資産429千円であります。

なお、当資産グループのうち自社会館の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額により評価しております。賃借を主とするその他の資産については回収可能性が低いと判断し、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式数	
普通株式	6,082,008
合 計	6,082,008

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	112,332	20	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	112,332	20	平成27年9月30日	平成27年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の 種 類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通 株式	112,332	利益剰余金	20	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金の効率的運用を図るため、短期的な運転資金はグループ金融制度を運用しております。さらに、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,831,386	2,831,386	—
(2) 営業未収入金	568,624	568,624	—
(3) 長期貸付金	444,008	471,611	27,602
資産計	3,844,019	3,871,622	27,602
(1) 営業未払金	781,746	781,746	—
(2) 短期借入金	15,000	15,000	—
(3) 未払法人税等	292,800	292,800	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	1,180,300	1,203,337	23,037
負債計	2,269,847	2,292,885	23,037

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

当社グループでは、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、抵当権を設定しているものがほとんどであるため、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標を基とした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金（期限前特約権の行使による期限前解約特約借付入金を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,831,386	—	—	—
営業未収入金	568,624	—	—	—
長期貸付金	208,558	63,509	84,567	87,373

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	128,700	1,200	150,400	900,000	—

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府において、賃貸用オフィスビル（土地を含む）および賃貸用土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
836,283	△32,679	803,604	4,030,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額は、不動産信託受益権の減少（32,679千円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価に基づく金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,887円97銭
2. 1株当たり当期純利益	65円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社および2社を除く連結子会社は大阪府貨物運送厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計基準第33項の例外処理を行う制度であります。また、当社および2社を除く連結子会社は確定拠出年金制度および転進支援制度を設けております。

さらに、連結子会社のうち1社は中小企業退職金共済制度に加入しており、他の1社は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

転進支援制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計上しております。

(2) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、174,118千円であります。

なお、同厚生年金基金は平成28年3月22日開催の代議員会において、特例解散を決議いたしました。詳細は「連結注記表(追加情報)」に記載のとおりであります。

① 複数事業主制度の直近の積立状況(平成27年3月31日現在)

年金資産の額	101,727,275千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	136,425,333千円
差引額	△34,698,057千円

② 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(平成27年3月分)

3.3%

(3) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	144,006千円
退職給付費用	41,940千円
退職給付の支払額	13,808千円
未払金への振替額	5,791千円
退職給付に係る負債の期末残高	166,347千円

② 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	166,347千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	166,347千円
退職給付に係る負債	166,347千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	166,347千円

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	41,940千円
----------------	----------

(4) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、29,515千円であります。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,438,976	流動負債	2,204,541
現金及び預金	958,911	営業未払金	345
原材料及び貯蔵品	163	短期借入金	1,570,000
前払費用	96,060	1年内返済予定の長期借入金	127,500
繰延税金資産	100,366	リース債務	13,453
短期貸付金	60,000	未払金	163,507
未収還付法人税等	41,492	未払費用	8,423
未収消費税等	33,935	未払法人税等	53,127
その他の他	151,045	未払消費税等	11,060
貸倒引当金	△3,000	預り金	8,805
固定資産	24,181,880	賞与引当金	39,726
有形固定資産	19,623,560	役員賞与引当金	31,806
建物	6,785,012	移転損失引当金	133,938
構築物	156,503	設備未払金	24,510
機械及び装置	7,158	その他	18,336
工具、器具及び備品	59,377	固定負債	1,467,022
土地	12,095,862	長期借入金	1,050,000
リース資産	49,176	リース債務	38,872
建設仮勘定	470,469	移転損失引当金	30,000
無形固定資産	59,884	厚生年金基金解散損失引当金	65,695
ソフトウェア	31,237	退職給付引当金	4,843
電話加入権	28,646	資産除去債務	127,351
投資その他の資産	4,498,435	長期未払金	23,360
関係会社株式	2,562,585	その他	126,900
出資金	1,270	負債合計	3,671,564
長期貸付金	439,988	純資産の部	
従業員に対する長期貸付金	233	株主資本	21,949,292
長期前払費用	186,913	資本金	2,568,157
繰延税金資産	162,865	資本剰余金	5,488,615
不動産信託受益権	505,805	資本準備金	5,488,615
保険積立金	7,650	利益剰余金	14,905,863
差入保証金	595,122	利益準備金	225,639
その他の他	36,000	その他利益剰余金	14,680,224
資産合計	25,620,857	配当平均積立金	230,000
		固定資産圧縮積立金	208,042
		別途積立金	8,433,992
		繰越利益剰余金	5,808,188
		自己株式	△1,013,345
		純資産合計	21,949,292
		負債及び純資産合計	25,620,857

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		4,648,046
営業費用		
不動産賃貸原価	2,235,749	
一般管理費	1,150,886	3,386,635
営業利益		1,261,411
営業外収益		
受取利息	10,490	
受取保険金	3,035	
雑収入	3,053	16,579
営業外費用		
支払利息	20,562	
移転損失引当金繰入額	4,870	
貸倒引当金繰入額	3,000	
雑損失	11,419	39,851
経常利益		1,238,139
特別利益		
投資有価証券売却益	49	49
特別損失		
固定資産除却損	1,639	
減損損失	33,000	
関係会社株式評価損	121,999	
移転損失引当金繰入額	80,000	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	65,695	302,335
税引前当期純利益		935,854
法人税、住民税及び事業税	255,594	
法人税等調整額	△101,129	154,464
当期純利益		781,390

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高及び当期末残高	2,568,157
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高及び当期末残高	5,488,615
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	225,639
その他利益剰余金		
配当平均積立金	当期首残高及び当期末残高	230,000
固定資産圧縮積立金	当期首残高	203,098
	当期変動額	税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加 4,944
	当期末残高	208,042
別途積立金	当期首残高及び当期末残高	8,433,992
繰越利益剰余金	当期首残高	5,256,407
	当期変動額	剰余金の配当 税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加 △224,664 △4,944
	当期末残高	781,390
自己株式	当期首残高	5,808,188
	当期変動額	△1,013,340
	当期末残高	△1,013,340
株主資本合計	当期首残高	21,392,571
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 △224,664 781,390 △4
	当期末残高	21,949,292
純資産合計	当期首残高	21,392,571
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 △224,664 781,390 △4
	当期末残高	21,949,292

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 18～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 7～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- | | |
|--|---|
| <p>(4) 長期前払費用</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>(4) 移転損失引当金</p> <p>(5) 退職給付引当金</p> <p>(6) 厚生年金基金解散損失引当金</p> | <p>定額法</p> <p>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>役員賞与の支出に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>当社の事業所等の移転等に伴う損失に備えて、損失見込額を計上しております。</p> <p>従業員の転進支援金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末要支給額に過去の実績により合理的に算定した利用見込率を乗じた金額）に基づき計上しております。</p> <p>厚生年金基金の特例解散に伴い発生する損失に備えて、損失見込額を計上しております。</p> |
|--|---|
4. 土地信託の会計処理の方法
- 信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。
- なお、収益および費用の認識基準としては発生基準によっております。
5. 消費税等の会計処理の方法
- 税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

損益計算書

1. 前事業年度において営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「受取保険金」は1,066千円であります。

2. 前事業年度において、区分掲記していた営業外費用の「解体撤去費用」（当事業年度は3,410千円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「解体撤去費用」は10,271千円であります。

(会計上の見積りの変更)

当社は、当事業年度において、「公益社 枚方会館」の建替えを決議いたしました。当該建替え決議に伴い、利用不能となる当社の保有する資産については、耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費は111,127千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

(追加情報)

当社が加入する「大阪府貨物運送厚生年金基金」は、平成28年3月22日開催の代議員会において特例解散を決議いたしました。

これにより、当事業年度において同基金解散に伴う損失見込額65,695千円を、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額として、固定負債に厚生年金基金解散損失引当金として計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,654,171千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
金銭債権	206,927千円
金銭債務	1,574,030千円
3. 保証債務	
銀行借入金に対する保証債務	
(株)葬仙	15,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業収益	4,293,337千円
営業費用	11,706千円
営業取引以外の取引高	8,917千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
葬 儀 会 館	大 阪 府 枚 方 市	建 物	33,000

当社は、事業用資産について管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

当資産グループについては、「公益社 枚方会館」を平成29年8月、同一敷地内に新築リニューアルオープンする旨、平成27年12月に決議したことにより、回収可能性が著しく低下したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを4.1%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自 己 株 式	
普 通 株 式	465,399
合 計	465,399

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産

移転損失引当金	41,253千円
未払金	35,506千円
賞与引当金	12,235千円
未払事業税等	9,238千円
未払費用	2,525千円
その他	917千円
繰延税金資産小計	<u>101,676千円</u>
評価性引当額	<u>△917千円</u>
繰延税金資産合計	<u>100,759千円</u>

繰延税金負債

未収還付事業税等	<u>△392千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△392千円</u>

繰延税金資産(負債)の純額

100,366千円

(2) 固定の部

繰延税金資産

減損損失	433,905千円
子会社株式	284,575千円
減価償却超過額	99,882千円
資産除去債務	38,931千円
厚生年金基金解散損失引当金	20,134千円
移転損失引当金	9,240千円
長期未払金	7,141千円
その他	12,097千円
繰延税金資産小計	905,908千円
評価性引当額	△619,056千円
繰延税金資産合計	286,851千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△91,601千円
資産除去費用	△25,821千円
その他	△6,562千円
繰延税金負債合計	△123,985千円

繰延税金資産（負債）の純額

162,865千円

2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,387千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、会館用建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱公益社	所有 直接 100%	土地・建物の賃貸	賃貸料の受取 (注) 1	2,164,867	—	—
			役員の兼任 経営指導・事務管理 等の受託	経営指導料・ 事務受託料等 の受取 (注) 2	722,199	—	—
			グループ金融制度に よる資金の調達およ び運用	資金の借入 (注) 3	1,024,918 (注) 4	短期借入金	1,420,000

取引金額には消費税等を含めておりません。

期末残高には消費税等を含めております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 建物・土地の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、1年ごとに交渉のうえ、賃貸料金額を決定しております。
2. 経営指導料・事務受託料等については、役員兼務および事務受託業務等の内容に基づいて1年ごとに双方協議のうえ、合理的に決定しております。
3. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限は原則3ヶ月後としております。ただし、期間中であっても、双方協議のうえ、追加の借入、若しくは返済、または貸付けを行えることとしております。なお、担保は提供しておりません。
4. 取引金額は、期中平均残高を表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,907円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 139円12銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

燦ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	内 藤 光 昭	㊟
社 外 監 査 役	原 田 雅 俊	㊟
社 外 監 査 役	高 橋 秀 彰	㊟
社 外 監 査 役	田 村 茂	㊟

以 上